

## 東区自治協議会提案事業検討部会の組織の変更について（案）

東区自治協議会部会設置要領第2条第4項に基づき、下記のとおり特別部会の組織の変更についてご審議願います。

- 1 特別部会名 東区自治協議会提案事業検討部会（以下、「検討部会」という。）
- 2 目的 東区自治協議会提案事業に関する事項について、連絡調整、検討を行う。
- 3 組織 検討部会は、東区自治協議会会長、副会長、部門別部会（第1部会～第3部会）の部会長及び副部会長を含む若干名で組織し、検討する内容に応じて各部会で出席者を選定することとする。
- 4 座長 検討部会の座長は、東区自治協議会会長が務める。
- 5 検討部会の運営及び費用弁償 東区自治協議会部会設置要領に準ずる。
- 6 その他 その他必要な事項は、検討部会で定める。